

勅令第六十二號



12
19



朕内務省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ
之ヲ公布セシム

睦仁



明治三十五年三月二十七日

日

月

内閣總理大臣伯爵桂 大
内務大臣男爵内海忠勝 大

勅令第六十

内務省官制

第二條 總務

モノノ外

北海道ニ於

ニ關スル事務

事務ニシテ他局ノ所掌ニ屬セザルモ

ノヲ掌ル

第十二條第二項中十六人ヲ十三人ニ第

三項中二百九人ヲ百六十七人ニ改ム



改正ス

ニ於テハ通則ニ掲クル

及臺灣ニ關スル事務並

林野官設鐵道及拓殖

ニ關スル北海道ニ關スル

事務ニシテ他局ノ所掌ニ屬セザルモ

ノヲ掌ル

内閣

内閣總理大臣伯爵桂 大郎
内務大臣男爵内海忠勝



勅令第六十二號

内務省官制中左ノ通改正ス

第二條 總務局ニ於テハ通則ニ掲クル

モノノ外褒賞及臺灣ニ關スル事務並
北海道ニ於ケル林野官設鐵道及拓殖
ニ關スル事務其ノ他北海道ニ關スル
事務ニシテ他局ノ所掌ニ屬セザルモ
ノヲ掌ル

第十二條第二項中十六人ヲ十三人ニ第
三項中二百九人ヲ百六十七人ニ改ム

附則

本令ハ明治三十五年三月三十一日ヨリ
之ヲ施行ス